

学校法人小池学園  
埼玉東萌短期大学学則

平成 28 年 11 月 26 日施行

# 埼玉東萌短期大学学則

## 第1章 総 則

(目 的)

**第1条** 埼玉東萌短期大学(以下「本学」という。)は、教育基本法、学校教育法及び本学の建学の精神「以愛為人」と学校訓「自尊・創造・共生」に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養し、「東萌」を冠する校名が示す進取の気風をもって光さず東方から萌え上がる若い力を育み、社会に貢献できる前途有為な人材となるための基礎的能力を育成することを主な目的及び社会的使命とする。

(位 置)

**第2条** 本学を、埼玉県越谷市新越谷2丁目21番地1に置く。

(自己点検・評価)

**第3条** 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(認証評価)

**第4条** 本学は、前条の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けたものによる評価を受けるものとする。

(情報の積極的な提供)

**第5条** 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

**第6条** 本学は、本学における授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

**第7条** 本学の設置する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	学生定員
幼児保育学科	80人	160人

(学科の人材養成に係る目的)

**第8条** 幼児保育学科は、保育士及び幼稚園教諭を中心とする保育・幼児教育者の養成を主な目的とする。そのため、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を身につけるとともに、子どもの世界と保育・教育・社会福祉の本質を深く理解し、子どもの成長・発達を高い視点から受けとめ、保育・幼児教育の内容と方法に精通し、具体的な事象に即した繊細な心遣いをもって保育・幼児教育の現場で活躍することのできる、優れた認識と実践能力を身につけた保育者、幼児教育者となるための基礎的能力を育成することをねらいとする。

(修業年限及び在学年限)

**第9条** 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

**第10条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

**第11条** 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、学期の期間を変更することがある。

3 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

**第12条** 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 学園創立記念日 12月20日

(4) 夏季休業日 別に定める

(5) 冬季休業日 別に定める

(6) 春季休業日 別に定める

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 学長が必要と認めたときは、休業中に実習を行うことができる。

(日課表)

**第13条** 日課表は、別に定める。

### 第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

**第14条** 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

**第15条** 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

**第16条** 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

**第17条** 前条の入学志願者については、選考を行う。

- 2 入学志願者の選考の日程、選考方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

**第18条** 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(学生証の交付)

**第19条** 入学した者には、学生証が交付される。学生は学生証を常に携行しなければならない。

(再入学)

**第20条** 本学に再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並び

に在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(転学)

**第20条の2** 学生が他の短期大学へ転学しようとするときは、所定の転学届を学長に提出し、その承認を得なければならない。

2 他の短期大学から本学へ転入学しようとするときは、所定の転入学願により学長に願い出て、転入学審査を受けなければならない。学長は、転入学審査に合格し所定の手続きを行った者に転入学の許可を与える。

3 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、前条第2項の規定を準用する。

(編入学)

**第20条の3** 学生が卒業にあたり他の大学へ編入学しようとするときは、所定の編入学届を学長に提出するものとする。他大学への編入学にあたり本学学長の推薦書を必要とする場合は、編入学志望者は学長に編入学推薦書の発行を願い出なければならない。学長は審査の上、推薦に値すると認められた者に推薦書を発行する。

2 本学への編入学は認めない。

(退学)

**第21条** 退学しようとする者は、所定の退学届を学長に届け出て、その承認を得なければならない。

(休学)

**第22条** 疾病その他やむを得ない事情により、3ヵ月以上修学することのできない者は、所定の休学届を学長に届け出て、その承認を得て休学することができる。

(休学の期間)

**第23条** 休学のできる期間は1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、学長に休学延長届を届け出て、その承認を得ることにより引き続きさらに1年まで休学を延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第9条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

**第24条** 休学期間が終了するとき、及び休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の復学届を学長に届け出て、その承認を得て復学することができる。

(留学)

**第25条** 本学の学生で1年以上在学した者が、次の条件で外国の短期大学、大学又はこれに相当する高等教育機関へ留学しようとするときは、所定の留学届を学長に届け出て、その承認を得て留学することができる。

(1) 留学期間は、原則として半年又は1年とし、2年を限度とする。

(2) 留学期間は、第9条第1項の修学年限及び同条第2項の在学年限に算入しない。

(除 籍)

**第26条** 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第9条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第23条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料等の納入を怠り、催告してもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

**第27条** 本学は、本学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、当該学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

**第28条** 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 教育課程に、選択必修科目を置くことがある。

(教育課程及び授業科目の区分)

**第29条** 第1条及び第27条に基づき、本学の教育課程を教養課程と専門課程に区分することとし、それぞれの区分に教養科目と専門科目を置く。

(教育課程)

**第30条** 本学における教育課程は、別表第1のとおりとする。

(指定保育士養成課程、教職課程)

**第31条** 本学における教育課程は、次の2つの教育課程を含んでいる。

- (1) 指定保育士養成課程
- (2) 幼稚園教諭2種免許状取得課程

- 2 本学が設置する指定保育士養成教育課程は、別表第2のとおりとする。

- 3 本学が設置する幼稚園教諭2種免許状の取得に係る教育課程は、別表第3のとおりとする。

(授業の方法)

**第32条** 本学における授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

**第33条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な

な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習、実験、実習、実技のうち2以上の方法の併用により行う授業科目については、その組合せに応じ、前2号に定める基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

**第34条** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学等以外の教育施設等における学修)

**第35条** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第36条** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位(第65条及び第66条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第34条第2項において準用する同条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(授業計画の明示、シラバス)

**第37条** 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。そのため、本学が開設する授業科目については、年度ごとにシラバス(授業計画)を発行し、学生に周知する。

(履修登録)

**第38条** 学生は、学年始め又は学期始めの定められた期日までに履修する授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(履修科目の登録の上限)

**第39条** 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が履修すべき単位について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 本学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めるものとする。

(単位の授与)

**第40条** 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 授業の出席時間数が、その授業科目の総授業時間数の3分の2に満たない場合は、当該授業科目の単位の修得は認められない。
- 3 学生納付金未納者は、単位の認定を受けることができない。

(追試験)

**第41条** 病気その他のやむを得ないと認められた事由により定期試験を受けることができなかった者が、所定の手続きにより願い出たときは、追試験を行うものとする。

(成績の評価)

**第42条** 履修科目の成績は、100点をもって満点とし、その評価は、AA、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格とする。

AA	90点以上
A	89点～80点
B	79点～70点
C	69点～60点
D	59点以下

- 2 履修科目の成績の評価は、定期試験期間中や授業期間中及び授業期間以外の期間などに行われる筆記試験、実技試験、口述試験及びレポート試験などの試験の成績や、授業への出席状況、課題への対応状況、授業への取組み状況、及びレポート、論文、作品などの提出物の内容などを、シラバスに明記された基準に基づいて総合的に評価して決定するものとする。

(成績評価基準等の明示)

**第43条** 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

**第44条** 本学を卒業するためには、2年以上在学し、基礎教養科目から必修科目6単位を含み10単位以上、専門科目から必修科目21単位を含み45単位以上、基礎教養科目及び専門科目から10単位以上、合計65単位以上を修得しなければならない。

(卒業認定)

**第45条** 本学に2年以上在学し、本学則に定める卒業に必要な授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学位授与)

**第46条** 前条により卒業を認定された者には、次の学位を授与する。

幼児保育学科 短期大学士(保育学)

2 前項の学位を授与される者には、学位記が授与される。

(資格及び免許状の取得)

**第47条** 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は、次のとおりとする。

幼児保育学科 保育士

幼稚園教諭2種免許状

(保育士資格の取得)

**第48条** 保育士の資格を取得しようとする者は、第44条に定める在学年限及び単位を充足し、合わせて児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

(幼稚園教諭2種免許状の取得)

**第49条** 幼稚園教諭2種免許状を取得しようとする者は、第44条に定める在学年限及び単位を充足し、合わせて教育職員免許法及び同法施行規則の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

## 第7章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料)

**第50条** 入学志願者は、第16条の定めるところにより、所定の入学検定料を納付しなければならない。

(学生納付金)

**第51条** 学生は、学生納付金を納付しなければならない。

2 前項に定める学生納付金は、次の各号のとおりとする。第2号から第4号までの学生納付金を総称して授業料等という。

- (1) 入学金
- (2) 授業料
- (3) 施設設備費
- (4) 実験実習費

(入学検定料及び学生納付金の金額)

**第52条** 第50条に定める入学検定料及び前条に定める学生納付金の金額は、別表第4のとおりとする。

2 前項の金額は、諸物価の上昇等、経済変動に応じ、年度によりその額を改定することができる。

(入学金の納付)

**第53条** 入学金の納付は、第18条第1項の定めるところによる。

(授業料等の納期)

**第54条** 毎年度納付すべき授業料等の学生納付金は、次の2期に分けて納付するものとする。ただし、入学年度の前期分については次条による。

前 期 4月1日から4月15日まで

後 期 10月1日から10月15日まで

2 前項の規定にかかわらず、希望する者は、前期納付期間に後期分授業料等を含む年額を一括して納付することができる。

(入学手続時の学生納付金の納付)

**第55条** 入学年度の入学金及び前期分授業料等については、第18条第1項に定める入学手続時に納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、希望する者は、前期納付時に後期分授業料等を含む年額を一括して納付することができる。

3 入学手続時における学生納付金の2段階にわたる納付を定めている場合には、入学の意思を確認するものとして入学金を納付した後に、第1項第2項に定める授業料等を納付するものとする。

4 第1項又は第2項に定める学生納付金を納付しない者(第1項に定める入学金を納付した者で、授業料等を納付しなかった者を含む。)には、入学を認めない。

(納付金の不返還)

**第56条** 既納の入学検定料及び学生納付金は、返還しない。

## 第8章 学長及び教職員組織

(学長及び教職員組織)

**第57条** 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。

- 2 本学に、副学長を置くことができる。
- 3 本学に、客員教授及び特任教授を置くことができる。
- 4 本学に、副手、技術職員、用務員その他の必要な職員を置くことができる。
- 5 本学に、非常勤講師その他の必要な臨時職員を置くことができる。

(学 長)

**第57条の2** 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

**第57条の3** 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(職 制)

**第58条** 本学に、学科長、図書館長、教務部長、学生部長及び事務長を置く。

(事務組織)

**第59条** 教育研究の円滑な実施に必要な事務的業務を行うため、本学の事務組織として事務室を置く。

- 2 事務室の編制については、別に定める。

## 第9章 教授会

(教授会)

**第60条** 本学に、教授会を置く。

(審議事項)

**第61条** 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

**第62条** 教授会は、学長又は学長代行(以下「学長」という。)、副学長、教授、准教授、専任講師、助教及び事務長をもって組織する。

- 2 教育職員の教育研究業績等の審査に関する事項については、教授会は、学長、副学長、教授及び事務長をもって組織し、これを任用教授会と称する。

(委員会の設置)

**第63条** 教授会は、本学の諸活動を円滑に進めるために、必要に応じ委員会を設置し、本学業務の一部を委員会に担当させることができる。

- 2 委員会には、必要に応じ、常設委員会、時限委員会、臨時委員会の性格を持たせることができる。
- 3 委員会は、活動状況とその結果について、教授会及び学長に報告しなければならない。

## 第10章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

**第64条** 本学の学生以外の者で本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者あるときは、選考の上、科目等履修生として履修を認め、単位を与えることがある。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第38条及び第40条から第43条までの規定を準用する。

(特別聴講生)

**第65条** 他の大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講生として履修を許可することがある。

(外国人留学生)

**第66条** 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

## 第11章 賞 罰

(表 彰)

**第67条** 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲 戒)

**第68条** 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - (1) 性向不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第12章 附属図書館

(附属図書館)

**第69条** 本学に、附属図書館(以下「図書館」という。)を置く。

(図書等の資料の整備、学術情報の提供)

**第70条** 図書館は、設置する学科の種類を考慮し、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めるものとする。

(こども図書館コーナーの設置)

**第71条** 本学が設置する幼児保育学科の教育研究活動の促進と地域社会への貢献を目的として、図書館にこども図書館コーナーを設置する。

(地域社会への貢献)

**第72条** 図書館は、地域社会の文化的発展に寄与することを意図して、地域住民へのサービス活動を行うことができる。

## 第13章 公開講座及び地域への開放

(公開講座)

**第73条** 本学は、地域社会の教育、文化の向上に資するため、公開講座を設けることがある。

(キャンパス開放、文化的社会的活動の実施)

**第74条** 本学は、地域社会の文化的発展に寄与することを意図して、必要に応じてキャンパスの一部を開放し、地域に対する文化的社会的活動を企画運営することがある。

## 第14章 保健及び厚生

(健康診断)

**第75条** 本学は、学生の健康の維持のため、毎年度健康診断を行う。

(保健室)

**第76条** 本学に、保健室を置く。

(学生相談室)

**第77条** 本学に、学生相談室を置く。

## 第15章 改正及び細則

(改正)

**第78条** 本学学則の改正は、教授会の議を経て学長が理事会に諮り、その承認を得なければならぬ。

(細則その他)

**第79条** 本学学則施行についての下位規程、細則その他必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度入学生については、なお従前の例による。

## 附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第44条、別表第1、別表第2、別表第3については、平成26年度以前の入学生は、なお従前の例による。

## 附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学生は、なお従前の例による。

## 附 則

この学則は、平成28年11月26日から施行する。

別表第1 幼児保育学科教育課程

(☆保育士必修 ◎幼2免必修)

科目区分	授業科目	単位	単位数		備考	時間数		
			必修	選択				
基礎 教養 科目	基礎ゼミナール	2	2			30		
	教養科目	日本語表現	2		2		30	
		文学入門	2		2		30	
		心理学	2		2		30	
		日本国憲法	2		2	◎	30	
		生活と社会学	2		2		30	
		異文化理解(海外研修)	2		2	海外研修	30	
		地域社会とボランティア	2		2		30	
		キャリア・デザイン	2		2		30	
	語学・情報科目	英語コミュニケーションⅠ	1	1			30	
		英語コミュニケーションⅡ	1		1	◎	30	
		情報機器演習Ⅰ	1	1			30	
		情報機器演習Ⅱ	1		1	◎	30	
		体育科目	体育理論	1	1			30
			体育実技	1	1			30
合計		28	6	22				

科目区分	授業科目	単位	単位数		備考	時間数	
			必修	選択			
専門 科目	表現技術・教科科目	音楽Ⅰ	1	1		保育士：#から4単位	30
		音楽Ⅱ	1		1	# b 以上選択必修	30
		音楽の応用Ⅰ	1		1	# b	30
		音楽の応用Ⅱ	1		1	# b 幼2免：bから1単位	30
		発声の基礎	1		1	# 以上選択必修	30
		図画工作Ⅰ	1	1			30
		図画工作Ⅱ	1		1	# b	30
		造形Ⅰ	1		1	# b	30
		造形Ⅱ	1		1	# b	30
		幼児体育Ⅰ	1	1			30
		幼児体育Ⅱ	1		1	# b	30
		国語表現	1		1	☆ b	30
	幼児の生活と遊び	1		1	# b	30	
	基礎理論科目	保育者・教師論	2		2	☆ ◎	30
		教育原理	2	2			30
		保育原理	2	2			30
		児童家庭福祉	2		2	☆	30
		社会福祉	2		2	☆	30
		社会的養護	1		1	☆	30
社会的養護		2		2	☆	30	
保育施設研究	1		1		30		
保育施設研究	1		1	#	30		
保育臨床学	1		1	#	30		

科目区分	授業科目	単位	単位数		備考	時間数		
			必修	選択				
専 門 科 目	対象理解科目	こども学	2	2			30	
		こども文化	1		1	#	30	
		発達心理学	2	2			30	
		教育心理学	1		1	☆	30	
		臨床心理学	1		1	#	30	
		子どもの保健Ⅰ	4		4	☆	60	
		子どもの保健Ⅱ	1		1	☆	30	
		子どもの食と栄養	2		2	☆	60	
		子育てと家庭の役割	2		2	#	30	
	家庭支援論	2		2	☆	30		
	内容・方法科目	総論	教育課程論	2		2	☆◎	30
			保育内容総論	1	1			30
		教育内容指導法	保育内容(健康)指導法	1	1			30
			保育内容(人間関係)指導法	1	1			30
			保育内容(環境)指導法	1	1			30
			保育内容(言葉)指導法	1	1			30
			保育内容(音楽表現)指導法	1	1			30
			保育内容(造形表現)指導法	1	1			30
		内容・方法各論	幼児教育方法論	2		2	◎	30
			乳児保育	2		2	☆	60
			障害児保育Ⅰ	1		1	☆	30
			障害児保育Ⅱ	1		1	☆	30
			社会的養護内容	1		1	☆	30
			保育相談支援	1		1	☆	30
			教育相談	2		2	◎	30
	地域子育て支援		1		1	#	30	
	レクリエーション演習		1		1		30	
	野外活動演習	1		1	集中講義	30		
	保育技能	保育技能Ⅰ	1	1			45	
		保育技能Ⅱ	1	1			45	
	科目演習	総合	保育・教職実践演習(幼稚園)	2		2	☆◎	30
	実習科目	保育実習指導Ⅰ	2		2	☆	60	
		保育実習Ⅰ(保育所)	2		2	☆	90	
保育実習Ⅰ(施設)		2		2	☆	90		
保育実習指導Ⅱ		1		1	#	保育士資格取得には、保育実習指導Ⅱ・保育実習Ⅱまたは保育実習指導Ⅲ・保育実習Ⅲのいずれかを選択必修	30	
保育実習Ⅱ		2		2	#		90	
保育実習指導Ⅲ		1		1	#		30	
保育実習Ⅲ		2		2	#		90	
教育実習(幼稚園)Ⅰ		2		2	◎	90		
教育実習(幼稚園)Ⅱ	4		4	◎	180			
科目リキアヤ	保育キャリア形成演習Ⅰ	1		1		30		
	保育キャリア形成演習Ⅱ	1		1		30		
合計		94	21	73				

別表第2 教育課程 保育士資格

系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目の名称	授業形態	単位数	必修	選択	備考
教養科目	外国語・体育以外の科目	不問	6単位以上	基礎ゼミナール	演習	2	2		教養科目の中から必修科目6単位を含め、10単位以上修得すること
				日本語表現	演習	2		2	
				文学入門	講義	2		2	
				心理学	講義	2		2	
				日本国憲法	講義	2		2	
				生活と社会学	講義	2		2	
				異文化理解(海外研修)	演習	2		2	
				地域社会とボランティア	演習	2		2	
				キャリア・デザイン	演習	2		2	
				化学入門	講義	2		2	
	生物と環境	講義	2		2				
	情報機器演習Ⅰ	演習	1	1					
	情報機器演習Ⅱ	演習	1		1				
外国語	演習	2単位以上	英語コミュニケーションⅠ	演習	1	1			
			英語コミュニケーションⅡ	演習	1		1		
体育	講義	1	体育理論	講義	1	1			
	実技	1	体育実技	実技	1	1			
合計		10単位以上				28	6	22	

平成22年厚生労働省告示第278号 別表第1による教科目				当該養成施設における教科の開講状況等					
系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目の名称	授業形態	単位数	必修	選択	備考
保育に関する本質・目的の科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	2		
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	2		
	児童家庭福祉	講義	2	児童家庭福祉	講義	2	2		
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	2		
	相談援助	演習	1	相談援助	演習	1	1		
	社会的養護	講義	2	社会的養護	講義	2	2		
保育の対象の理解の科目	保育者論	講義	2	保育者・教師論	講義	2	2		
	保育の心理学Ⅰ	講義	2	発達心理学	講義	2	2		
	保育の心理学Ⅱ	演習	1	教育心理学	演習	1	1		
	子どもの保健Ⅰ	講義	4	子どもの保健Ⅰ	講義	4	4		
	子どもの保健Ⅱ	演習	1	子どもの保健Ⅱ	演習	1	1		
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2	2		
保育の内容・方法に関する科目	家庭支援論	講義	2	家庭支援論	講義	2	2		
	保育課程論	講義	2	教育課程論	講義	2	2		
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	1		
	保育内容演習	演習	5	保育内容(健康)指導法	演習	1	1		
				保育内容(人間関係)指導法	演習	1	1		
				保育内容(環境)指導法	演習	1	1		
				保育内容(言葉)指導法	演習	1	1		
	保育内容(音楽表現)指導法	演習	1	1					
乳児保育	演習	2	乳児保育	演習	2	2			
障害児保育	演習	2	障害児保育Ⅰ	演習	1	1			
			障害児保育Ⅱ	演習	1	1			
社会的養護内容	演習	1	社会的養護内容	演習	1	1			
保育相談支援	演習	1	保育相談支援	演習	1	1			
保育の表現技術	保育の表現技術	演習	4	音楽Ⅰ	演習	1	1		
				図画工作Ⅰ	演習	1	1		
				幼児体育Ⅰ	演習	1	1		
				国語表現	演習	1	1		
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ(保育所)	実習	2	2		
				保育実習Ⅰ(施設)	実習	2	2		
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2	2		
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2	2		
合計		51				51	51		

平成22年厚生労働省告示第278号 別表第2による教科目				当該養成施設における教科の開講状況等					
系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目の名称	授業形態	単位数	必修	選択	備考
保育の本質・目的に関する科目			15単位以上	子育てと家庭の役割	講義	2		2	平成22年厚生労働省告示第278号別表第2により対応する教科目の中から、必修科目6単位及び保育実習指導Ⅱ・保育実習Ⅱまたは保育実習指導Ⅲ・保育実習Ⅲを含み10単位以上修得すること
				施設研究	演習	1		1	
保育の対象の理解に関する科目			15単位以上	こども学	講義	2	2		
				臨床心理学	演習	1		1	
				保育臨床学	演習	1		1	
保育の内容・方法に関する科目			15単位以上	保育内容(造形表現)指導法	演習	1	1		
				保育内容(総合表現)指導法	演習	1	1		
				こども文化	演習	1		1	
				地域子育て支援	演習	1		1	
				保育技能Ⅰ	実技	1	1		
				保育技能Ⅱ	実技	1	1		
保育の表現技術			15単位以上	音楽Ⅱ	演習	1		1	
				音楽の応用Ⅰ	演習	1		1	
				音楽の応用Ⅱ	演習	1		1	
				発声の基礎	演習	1		1	
				図画工作Ⅱ	演習	1		1	
				造形Ⅰ	演習	1		1	
				造形Ⅱ	演習	1		1	
				幼児体育Ⅱ	演習	1		1	
				幼児の生活と遊び	演習	1		1	
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習	2		2	
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1		1	
	保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ	実習	2		2	
	保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅲ	演習	1		1	
	合計		6			28	6	22	
保育士資格取得科目ではないが、学校独自の科目として開設されている教科目				保育研究	演習	1		1	
				幼児教育方法論	講義	2		2	
				教育相談	講義	2		2	
				レクリエーション演習	演習	1		1	
				野外活動演習	演習	1		1	
				教育実習(幼稚園)Ⅰ	実習	2		2	
				教育実習(幼稚園)Ⅱ	実習	4		4	
				保育キャリア形成演習Ⅰ	演習	1		1	
				保育キャリア形成演習Ⅱ	演習	1		1	
合計					15		15		

別表第3 教育課程 幼稚園教諭二種免許状

免許法施行規則に定める 科目区分等		授業科目の名称	単位	幼稚園教諭 2種取得単位		備考	
				必修	選択		
◇ 教科に関する 科目	国語	国 語 表 現	1		1	選択科目から1単 位以上取得する こと。	
	生活	幼 児 の 生 活 と 遊 び	1		1		
	音楽	音 楽 I	1	1			
		音 楽 II	1		1		
		音 楽 の 応 用 I	1		1		
		音 楽 の 応 用 II	1		1		
	図画工作	図 画 工 作 I	1	1			
		図 画 工 作 II	1		1		
		造 形 I	1		1		
		造 形 II	1		1		
体育	幼 児 体 育 I	1	1				
	幼 児 体 育 II	1		1			
合 計			12	3	9		

免許法施行規則に定める 科目区分等		授業科目の名称	単位	幼稚園教諭2 種取得単位		備考
				必修	選択	
教職の意義 等に関する 科目	教職の意義及び教員の役割	保 育 者 ・ 教 師 論	2	2		
	教員の職務内容(研修、 サービス及び身分保障等を含む。)					
	進路選択に資する各種の 機会の提供等					
◇ 教職に関する 科目	教育の理念並びに教育に 関する歴史及び思想	教 育 原 理	2	2		教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項を 含む
	幼児、児童及び生徒の心 身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児、児童及 び生徒の心身の発達及び 学習の過程を含む。)	発 達 心 理 学	2	2		
	教育に関する社会的、制 度的又は経営的事項					
教育課程及 び指導法に 関する科目	教育課程の意義及び編成 の方法	教 育 課 程 論	2	2		
	保育内容の指導法	保 育 内 容 総 論	1	1		
		保育内容(健康)指導法	1	1		
		保育内容(人間関係)指導法	1	1		
		保育内容(環境)指導法	1	1		
		保育内容(言葉)指導法	1	1		
		保育内容(音楽表現)指導法	1	1		
		保育内容(造形表現)指導法	1	1		
保育内容(総合表現)指導法	1	1				
教育の方法及び技術(情 報機器及び教材の活用を 含む。)	幼 児 教 育 方 法 論	2	2			

免許法施行規則に定める 科目区分等			授業科目の名称	単位	幼稚園教諭 2種取得単位		備考
					必修	選択	
◇教職に関する科目	生徒指導、 教育相談及び 進路指導等に関する 科目	幼児理解の理論及び方法	教 育 相 談	2	2		
		教育相談(カウンセリング に関する基礎的な知識を 含む。)の理論及び方法					
	教育実習	教育実習(幼稚園)Ⅰ	6	2		事前事後指導1 単位を含む	
		教育実習(幼稚園)Ⅱ		4			
教職実践演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	2				
合 計				28	28		

免許法施行規則に定める 科目区分等			授業科目の名称	単位	幼稚園教諭 2種取得単位		備考
					必修	選択	
◇教育職員免許 法施行規則第 66条の6に定め る科目	日 本 国 憲 法	日 本 国 憲 法	2	2			
	体 育	体 育 理 論	2	1			
		体 育 実 技	2	1			
	外国語コミュニケーション	英語コミュニケーションⅠ	2	1			
		英語コミュニケーションⅡ	2	1			
	情 報 機 器 の 操 作	情 報 機 器 演 習 Ⅰ	2	1			
情 報 機 器 演 習 Ⅱ		2	1				
合 計				8	8		

別表第4 入学検定料、学生納付金

入学検定料 30,000円

学生納付金 (単位:円)

内 訳 学 年	入学金	授業料等			計
		授業料	施設設備費	実験実習費	
1年	300,000	680,000	250,000	70,000	1,300,000
2年	—	680,000	250,000	70,000	1,000,000
計	300,000	1,360,000	500,000	140,000	2,300,000